

健康保険 被扶養者要件変更について

何が変わる？ 変更点のポイント

【19歳以上23歳未満のお子さまの扶養】収入の壁が150万円に変わります！

お子さまが「130万円の壁」を気にしてパート・アルバイトのシフトを調整している、といったことはありませんか？
今回の制度変更は、そんなご家庭に関係する制度変更です。



このような方は要チェック

- ✓ 19歳以上23歳未満のお子さまがいらっしゃる方
- ✓ お子さまがパート・アルバイトなどで年間を通じて収入を得ている方

変更点のまとめ

変更点の結論：収入の壁が「130万円」から「150万円」へ引き上げられます！

これまで、お子さまの年収が130万円以上になると健康保険の扶養から外す必要がありましたが、
2025年（令和7年）10月1日 より、特定の年齢範囲のお子さまについてはその基準が緩和されます。

	これまで（～2025年9月30日）	これから（2025年10月1日～）
年収要件	130万円 未満	150万円 未満
月収の目安	約10.8万円 未満	約12.5万円 未満

対象となるお子さまの年齢：19歳以上23歳未満の方

※ その年の12月31日時点での年齢で判断します。

（例：2025年中に19歳の誕生日を迎えるお子さまは、2025年の1年間を通じて新しい「150万円未満」の基準が適用されます。）

※ 学生であるかどうかは問いません。

被保険者（従業員ご本人）の配偶者は対象外です。年齢が該当していても、これまで通り「年収130万円未満」が基準となります。

具体的にはどうなる？ ～みなさんの疑問をスッキリ解決！～

Q なぜ、このような変更が行われるのですか？

主に税金の制度が見直されたことに伴い、健康保険のルールも実態に合わせて変更されることになりました。学生など若い世代の方々が、収入の壁を過度に意識することなく、より柔軟に、安心して働けるようにすることが大きな目的です。

Q 「年収」の考え方は今までと同じですか？

はい、考え方は同じです。給与や賞与だけでなく、通勤手当（交通費）などの非課税収入もすべて含んだ**今後1年間の「見込み収入額」**で判断します。月々の給与明細を確認し、年間の収入見込みをこまめにチェックすることをおすすめします。

Q 今回の変更で、何か手続きは必要ですか？

状況によって対応が異なります。

【引き続き扶養に入る場合】 原則、特別な手続きは不要です。

【この変更により、新たに扶養に入れたい場合】 扶養追加の手続きが必要です。

ご希望の場合は、人事労務部へご相談ください。

【収入が150万円以上になり、扶養から外れる場合】 速やかなお手続きが必要です。

収入が基準額以上になることが確実になった時点、または超えた時点で、すぐに人事労務部までご連絡ください。手続きが遅れると、後で医療費の返還などが発生する場合がありますのでご注意ください。

Q 海外に留学している子どもも対象になりますか？

収入の条件とは別に、健康保険の扶養には原則として「**日本国内に住所があること（住民票があること）**」が条件です。ただし、**海外の大学等への留学が目的の一時的な渡航であれば、「生活の基礎は日本にある」と判断され、例外として扶養を継続できる場合があります。**状況によって必要な証明書類が異なりますので、該当する方は個別にご相談ください。

